平成２６年（フ）第６９号
埼玉県坂戸市清水町36番10号　パシフィックフィールド101号室
債務者　吉川　美香（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７３号
埼玉県所沢市大字山口1739番地の１　エイティワン３―101
債務者　齊藤　光子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2237番地58
債務者　横山　雅永
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９３号
千葉県銚子市若宮町７番地16、住民票上の住所千葉県銚子市小畑新町8490番地の４
債務者　山﨑　広幸
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４４８号
相模原市中央区緑が丘１丁目19番１号
債務者　川崎　康生
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４６３号
静岡県伊東市十足610番地の45、前住所静岡県下田市河内275番地の５
債務者　平馬　秀恭
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
静岡県三島市加屋町２番36号
債務者　石沢美江子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
静岡県掛川市南西郷359番地
債務者　内山　邦彦
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字四ツ割17番地平和ハウスＢ―205号
債務者　野田　一美
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２５号
岡山県津山市河面1256番地５
債務者　内田　京子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２号
栃木県足利市葉鹿町1850番地、前住所群馬県太田市茂木町668番地３　カーサセレッソ102号
債務者　柏瀬　美奈
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１１号
東京都羽村市双葉町２丁目６番30号
債務者　竹越　　亨
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４９号
川崎市川崎区桜本１丁目２番29号　厚生福利協会桜本寮410
債務者　齋藤　剛志
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３５７号
東京都江戸川区鹿骨５丁目16―11　読売新聞鹿骨サービスセンター
債務者　西泊　武彦
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３９４号
東京都足立区保木間５丁目11―21
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４３９号
千葉県市川市塩焼１丁目３―10　サンベルハイツ102号
債務者　塩加井みき
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４４５号
東京都練馬区東大泉１丁目27―23―206
債務者　鈴木　敬文
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部